

【法令名称】外商投資企業による国産設備購入に係る税金還付政策の停止に関する通知

【発布機関】財政部、国家税務総局

【発布番号】財税〔2008〕176号

【発布日】2008.12.25

【施行日】2009.01.01

【時限性】現行有効

【効力等級】部門規範性文書

【全文】

外商投資企業による国産設備購入に係る税金還付政策の停止に関する通知 財税〔2008〕176号

各省、自治区、直轄市、計画単列市の財政庁(局)、国家税務局、新疆生産建設兵団財務 宛

全国の増値税改革に協力し、税制を規範化する為、國務院による批准を受け、外商投資企業による国産設備購入に係る増値税還付政策の執行を停止する。関係事項を以下のとおり通知する。

一 2009年1月1日から、外商投資企業が投資総額内において国産設備を購入する際にかかる増値税の全額還付政策の執行を停止する。下記の文書と条項を同時に廃止する。

(一)『外商投資企業による国産設備購入に係る税金還付管理の試行弁法』の印刷・公布についての国家税務総局の通知(国税発〔1997〕171号)

(二)「財政部及び国家税務総局による輸出貨物の税金還付(免除)における若干の具体的な問題に関する通知」(財税〔2004〕116号)の第一条

(三)「外商投資プロジェクトによる国産設備購入に係る税金還付政策の範囲を調整することについての財政部及び国家税務総局の通知」(財税〔2006〕61号)

(四)『外商投資プロジェクトによる国産設備購入に係る税金還付管理試行弁法』の印刷・公布についての国家税務総局及び国家発展改革委員会の通達(国税発〔2006〕111号)

(五)「外商投資企業が材料込み請負方式により請負企業に国産設備の購入を依頼した場合の税金還付問題に関する国家税務総局の通知」(国税函〔2007〕637号)

二 政策調整過渡期の安定を保証するため、外商投資企業が2009年6月30日(当日を含む、以下同じ。)前に購入した国産設備について、増値税専用領収書照合情報に誤りがない場合には、元の規定に基づいて増値税還付政策の執行継続を選択することができるが、同時に、下記の条件に適合しなければならない。

(一)2008年11月9日までに、「国家産業政策に適合する外商投資プロジェクト確認書」を取得し、2008年12月31日までに主管税務機関に届け出ていること。

(二)2009年6月30日までに、国産設備を実際に購入して増値税専用領収書が発行され、且つ、主管税務機関で税金還付を申請していること。

(三)購入した国産設備は「プロジェクト調達国産設備リスト」に記載されていること。

三 外商投資企業が購入した増値税還付政策を受けていた国産設備の増値税は、仕入税額として売上税額から控除してはならない。

四 外商投資企業が購入した増値税還付済みの国産設備は、主管税務機関が監督管理を行ない、監督管理期間は5年とする。監督管理期間内に、企業の性質が内資企業に変わった場合、又は譲渡、贈与などにより設備所有権が移転された場合、又はレンタル、再投資などの状況が発生した場合においては、税金還付を主管する機関に還付済み税額を追加納付しなければならない。追加納付税額は下記の公式により算出する。

$$\text{追加納付税額} = \text{国産設備純価値} \times \text{適用税率}$$

国産設備純価値とは、企業が財務会計制度に基づき減価償却費用を計上した後の設備純価値をいう。

財政部 国家税務総局
二〇〇八年十二月二十五日